

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について

1. 趣旨

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）において、主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）が「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定をしようとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会に協議をしなければならないこととされている。

今般、次の申請者から、認定仮名加工医療情報利用事業者の認定に係る申請が主務大臣へ行われたことから、主務大臣から当委員会に対して認定の協議があったものである。

- ① アストラゼネカ株式会社
- ② 国立研究開発法人理化学研究所

2. 検討内容

申請者からの申請内容について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）との関係を踏まえて、次のとおり確認した。

- ① 仮名加工医療情報の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること。
- ② 医療分野の研究開発に必要な範囲において、仮名加工医療情報を取り扱うこと。
- ③ 仮名加工医療情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、消去すること。
- ④ 仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合することを禁止していること。
- ⑤ 本人に対する連絡等のために、仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を禁止していること。
- ⑥ 仮名加工医療情報について、第三者への提供を禁止していること（次世代医療基盤法第 43 条第 1 項各号及び第 2 項各号に規定する提供を除く。）。

※ 次世代医療基盤法並びに同法の基本方針、政令、省令及びガイドラインに規定されている、申請者が満たすべき「申請者の能力に関する基準」、「安全管理措置に関する基準」等の各種要件については、主務大臣において、申請書類や施設・設備を確認することにより、適正なものであると確認されている。

3. 対応案

本件協議書等によれば、今般の申請者においては、仮名加工医療情報の利用に際し、個人情報保護法が求める個人情報の保護のための措置の水準と同等程度の措置を講ずることとしており、その適正な取扱いが確保されるものと認められる。

また、認定仮名加工医療情報利用事業者は、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては、事業実施に当たって、個人情報保護法の規律を遵守する必要がある。

以上を踏まえて、本件協議については、資料 2 - 2 及び資料 2 - 3 のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業を個人情報保護法の規定に従い適切に運用することについて、意見を付した上で、当委員会として了承することとしたい。